

令和元年度決算に基づく

健全化判断比率審査

意見書

資金不足比率審査

千葉県監査委員

監査調第200号

令和2年9月9日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県監査委員 中島輝夫

千葉県監査委員 川口明浩

千葉県監査委員 林 幹人

千葉県監査委員 山本義一

令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年8月18日付け財第178号をもって審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。

健全化判断比率审查意见书

令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和元年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

- 1 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。
- 3 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第3 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	8.9 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	140.1 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率（3か年平均を比率として用いる）については8.9%であり、前年度（9.3%）と比べ0.4ポイント改善している。

将来負担比率については140.1%であり、前年度（142.1%）と比べ2.0ポイント改善している。

今後とも健全な財政運営に努められたい。

健全化判断比率の算定根拠

1 実質赤字比率（参考資料（参考1）参照）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率（一般会計等の赤字の程度を示す指標）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（△16,887,336千円）}}{\text{標準財政規模（1,063,461,359千円）}} \text{（—％）}$$

※1 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である。

※2 実質赤字額が負の値（実質収支が黒字）であるため、実質赤字比率は算定されない。

2 連結実質赤字比率（参考資料（参考1）参照）

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率（公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（△187,773,528千円）}}{\text{標準財政規模（1,063,461,359千円）}} \text{（—％）}$$

※ 連結実質赤字額が負の値（連結実質収支が黒字）であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

3 実質公債費比率（参考資料（参考2）参照）

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率（一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{一般会計等が負担する元利償還金など（80,034,706千円）}}{\text{標準財政規模を基本とした額（924,078,228千円）}} \text{（8.66103％）}$$

※1 実質公債費比率は、3か年平均で算定される。上表では、令和元年度の比率8.66103%が算定され、平成30年度の比率9.00584%と、平成29年度の比率9.17613%との3か年平均8.9%が算定される。

※2 分子の「一般会計等が負担する元利償還金など」の内訳は、
（地方債の元利償還金(72,871,583千円(特定財源8,893,501千円を控除済み)) + 準元利償還金(146,546,254千円)) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(139,383,131千円)

※3 分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、
標準財政規模(1,063,461,359千円) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(139,383,131千円)

4 将来負担比率（参考資料（参考3，4）参照）

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率（将来の財政を圧迫する程度を示す指標）

将来負担比率	=	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（1,294,662,482 千円）
（140.1%）		標準財政規模を基本とした額（924,078,228 千円）

- ※1 分子の「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の内訳は、
将来負担額(4,046,004,721 千円)－充当可能基金額(761,116,770 千円)－特定財源見込額(71,689,132 千円)－地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(1,918,536,337 千円)
- ※2 分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、
標準財政規模(1,063,461,359 千円)－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(139,383,131 千円)

資 金 不 足 比 率 審 查 意 見 書

令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和元年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

- 1 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。
- 3 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

会計名	令和元年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
---------	--------------------------------------

- ※1 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
- ※2 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※3 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額である。
- ※4 全ての会計で資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。
- ※5 資金不足比率の状況は、参考資料（参考5）に掲載。

1 流域下水道事業	$\frac{\text{資金の剰余額 (6,354,421 千円)}}{\text{事業の規模 (18,064,180 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	
2 港湾整備事業	$\frac{\text{資金の剰余額 (1,652,615 千円)}}{\text{事業の規模 (829,075 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	
3 工業団地整備事業	$\frac{\text{資金の剰余額 (6,127,166 千円)}}{\text{事業の規模 (5,623,800 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	
4 土地区画整理事業	$\frac{\text{資金の剰余額 (0 千円)}}{\text{事業の規模 (42,527,359 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	
5 上水道事業会計	$\frac{\text{資金の剰余額 (42,572,499 千円)}}{\text{事業の規模 (62,372,016 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	
6 工業用水道事業会計	$\frac{\text{資金の剰余額 (29,401,993 千円)}}{\text{事業の規模 (10,493,703 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	
7 造成土地管理事業会計	$\frac{\text{資金の剰余額 (77,126,803 千円)}}{\text{事業の規模 (497,016,123 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	
8 病院事業会計	$\frac{\text{資金の剰余額 (0 千円)}}{\text{事業の規模 (35,021,844 千円)}}$
資金不足比率＝ (— %)	

参 考 资 料

(健全化判断比率等関連)

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額		
		令和元年度	平成30年度	差引
一 般 会 計 等	一 般 会 計	6,950,728	7,908,034	△ 957,306
	財政調整基金			
	県債管理事業			
	地方消費税清算	8,656,522	532,988	8,123,534
	自動車税証紙	308,389	375,918	△ 67,529
	市町村振興資金			
	母子父子寡婦福祉資金	92		92
	心身障害者扶養年金事業	200	97	103
	日本コンベンションセンター国際展示場事業	688,658	675,391	13,267
	小規模企業者等設備導入資金	265,712	323,511	△ 57,799
	就農支援資金	267	39	228
	営林事業	15,569	13,254	2,315
	林業・木材産業改善資金	19	17	2
	沿岸漁業改善資金	18	16	2
	奨学資金	1,162	1,700	△ 538
小 計		16,887,336	9,830,965	7,056,371
標準財政規模		1,063,461,359	1,053,813,908	9,647,451
実質赤字比率(%)		△ 1.58	△ 0.93	△ 0.65

*実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額		
		令和元年度	平成30年度	差引
の る ち の 一 会 特 公 特 般 計 別 営 別 会 計 会 企 会 計 計 業 計 等 以 に の 以 外 係 う 外	国民健康保険事業	7,650,695	9,122,849	△ 1,472,154

(単位:千円)

会 計 名		資金不足・剰余額			
		令和元年度	平成30年度	差引	
地 方 公 営 企 業 法	宅 業 地 以 造 外 成 事	上水道事業会計	42,572,499	43,542,681	△ 970,182
		病院事業会計		2,123,083	△ 2,123,083
		工業用水道事業会計	29,401,993	26,488,533	2,913,460
	事 造 宅 業 成 地	造成土地管理事業会計	77,126,803	126,291,574	△ 49,164,771
地 方 公 営 企 業 法	以 事 地 外 業 造	流域下水道事業会計	6,354,421	1,432,280	4,922,141
		港湾整備事業会計	1,652,615	1,527,983	124,632
	成 宅 事 地 業 造	工業団地整備事業会計	6,127,166	11,424,763	△ 5,297,597
		土地区画整理事業会計			
合 計		187,773,528	231,784,711	△ 44,011,183	
標準財政規模		1,063,461,359	1,053,813,908	9,647,451	
連結実質赤字比率(%)		△ 17.65	△ 21.99	4.34	

*連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

(2) 実質公債費比率の状況

(単位:千円)

構成要素	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	R元年度とH30年度の差
分子 ①=②+③-④	80,034,706	82,358,279	83,489,724	92,281,731	△ 2,323,573
地方債の元利償還金 ②	72,871,583	71,455,458	73,585,640	75,705,425	1,416,125
準元利償還金 ③	146,546,254	150,218,573	146,421,640	147,441,917	△ 3,672,319
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	139,773,448	142,988,478	137,535,574	138,469,723	△ 3,215,030
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金	3,866,223	4,236,981	5,560,689	5,417,654	△ 370,758
上水道事業	120,962	105,518	249,427	1,927	△ 105,518
病院事業	1,864,512	2,180,997	2,275,171	2,322,661	△ 2,180,997
流域下水道事業	1,843,297	1,903,733	2,987,253	3,036,162	△ 1,903,733
土地区画整理事業	37,452	46,733	48,838	56,904	△ 46,733
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金	0	7,923	22,398	33,787	△ 7,923
北千葉広域水道企業団	0	5,274	10,200	19,400	△ 5,274
かずさ水道広域連合企業団(君津広域水道企業団(H30以前))	0	2,649	12,198	14,387	△ 2,649
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	2,902,537	2,983,317	3,301,445	3,518,192	△ 80,780
PFI事業に係るもの	325,250	433,786	433,642	432,221	△ 108,536
国営土地改良事業並びに(独)森林総合研究所及び(独)水資源機構の行う事業に対する負担金	2,433,121	2,446,335	2,772,761	2,992,140	△ 13,214
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	10,906	10,887	22,693	22,646	19
利子補給に係るもの	133,260	92,309	72,349	71,185	40,951
一時借入金の利子	4,046	1,874	1,534	2,561	2,172
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	139,383,131	139,315,752	136,517,556	130,865,611	67,379
分母 ⑤=⑥-⑦	924,078,228	914,498,156	909,858,054	930,056,205	9,580,072
標準財政規模 ⑥	1,063,461,359	1,053,813,908	1,046,375,610	1,060,921,816	9,647,451
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	139,383,131	139,315,752	136,517,556	130,865,611	67,379
実質公債費比率 ①/⑤	8.66103%	9.00584%	9.17613%	9.92217%	

令和元年度数値(平成29年度～令和元年度平均)	8.9%
平成30年度数値(平成28年度～30年度平均)	9.3%

(3) 将来負担比率の状況

(単位:千円)

構成要素	令和元年度	平成30年度	差引	備考
分子 ①=②-(⑪+⑫+⑬)	1,294,662,482	1,300,168,386	△ 5,505,904	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	4,046,004,721	4,046,615,429	△ 610,708	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	3,614,654,329	3,597,357,565	17,296,764	
臨時財政対策債	1,835,534,416	1,792,604,513	42,929,903	
建設地方債等	1,779,119,913	1,804,753,052	△ 25,633,139	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	25,079,386	29,346,040	△ 4,266,654	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
PFI事業に係るもの	10,269,399	11,333,212	△ 1,063,813	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に係るもの	6,549,483	7,849,905	△ 1,300,422	国営両総用水事業 ほか
森林総合研究所等が行う事業に係るもの	3,997,559	4,842,007	△ 844,448	安房南部地区農用地総合整備事業 ほか
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料		16,258	△ 16,258	教職員住宅の購入
依頼土地の買戻しに係るもの	4,262,945	5,304,658	△ 1,041,713	土地開発公社への取得依頼土地の買戻しに要する経費
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	46,617,693	44,183,227	2,434,466	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
上水道事業	1,501,895	1,100,860	401,035	
病院事業	16,730,273	11,497,322	5,232,951	
流域下水道事業	28,385,525	31,585,045	△ 3,199,520	
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額 ⑥				一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の将来負担見込額
北千葉広域水道企業団				県負担割合42.7%
かずさ水道広域連合企業団(君津広域水道企業団(H30以前))				県負担割合27.9%
退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額) ⑦	356,450,676	373,252,088	△ 16,801,412	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	3,202,637	2,476,509	726,128	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
千葉県道路公社	538,136		538,136	
千葉県土地開発公社				
千葉県信用保証協会	2,544,501	2,335,509	208,992	損失補償実行率0.2%(県制度融資)
(公財)千葉県産業振興センター				設備貸与事業 設備資金貸付事業
千葉県漁業協同組合連合会	120,000	141,000	△ 21,000	県漁連への短期貸付金(400,000千円)の30%を算入

構成要素		令和元年度	平成30年度	差引	備考
	連結実質赤字額 ⑨				
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				
	充当可能基金額 ⑪	761,116,770	751,705,108	9,411,662	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
	財政調整基金	50,587,586	46,580,322	4,007,264	
	県債管理基金	572,342,892	550,380,692	21,962,200	
	社会資本整備等推進基金	31,904,825	31,900,000	4,825	
	災害復興・地域再生基金	17,940,963	32,240,699	△ 14,299,736	
	県有施設長寿命化等推進基金	71,202,528	70,753,690	448,838	
	地域医療介護総合確保基金	4,672,075	5,136,718	△ 464,643	
	社会福祉・医療施設整備等推進基金	3,207,929	3,925,831	△ 717,902	
	安心こども基金	7,911	9,149	△ 1,238	
	心身障害者扶養年金基金	27,217	27,394	△ 177	
	地域環境保全基金	200,000	566,940	△ 366,940	
	中山間地域農村活性化基金	385,751	389,754	△ 4,003	
	森林整備担い手対策及び市町村支援等推進基金	328,593	740,747	△ 412,154	
	警察本部庁舎等建設基金	7,222,240	7,966,912	△ 744,672	
	土地開発基金	400,000	400,000		
	美術品等取得基金	686,260	686,260		
	特定財源見込額 ⑫	71,689,132	79,043,426	△ 7,354,294	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
	地方債を財源とする貸付金の償還金	50,314,381	57,332,624	△ 7,018,243	常磐新線建設資金返納ほか
	公営住宅使用料等	19,429,138	19,753,208	△ 324,070	
	土地開発公社に対する貸付金の償還金	1,930,000	1,930,000		
	臨時地方道整備事業債等に係る千葉市負担金	15,613	27,594	△ 11,981	臨時地方道整備事業債
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ⑬	1,918,536,337	1,915,698,509	2,837,828	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
	分母 ⑭=⑮-⑯	924,078,228	914,498,156	9,580,072	
	標準財政規模 ⑮	1,063,461,359	1,053,813,908	9,647,451	
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑯	139,383,131	139,315,752	67,379	
	将来負担比率 ①/⑭	140.1%	142.1%	2.0	

(4) 標準財政規模の状況

普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模。

(単位:千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
標準税収入額等	786,777,697	765,378,231	755,118,128
普通交付税	176,978,042	173,921,378	171,721,962
臨時財政対策債発行可能額	99,705,620	114,514,299	119,535,520
合 計	1,063,461,359	1,053,813,908	1,046,375,610

標準税収入額等: 地方譲与税等+標準財政収入額(基準財政収入額に算入された税収入額を算入率75/100で割り返したもの)

2 資金不足比率について

(単位:千円)

会 計 名			令和元年度		平成30年度		差 引	
			資金不足 ・剰余額	事業の規模	資金不足 ・剰余額	事業の規模	資金不足 ・剰余額	事業の規模
適地方 用公営 企業 企業法	業宅 以外 造成 事業	上水道事業会計	42,572,499	62,372,016	43,542,681	62,820,210	△ 970,182	△ 448,194
		病院事業会計		35,021,844	2,123,083	33,716,266	△ 2,123,083	1,305,578
		工業用水道事業会計	29,401,993	10,493,703	26,488,533	10,449,284	2,913,460	44,419
非適地方 用公営 企業 企業法	事業宅 以外 造成 事業	造成土地管理事業会計	77,126,803	497,016,123	126,291,574	531,891,716	△ 49,164,771	△ 34,875,593
非適地方 用公営 企業 企業法	事業宅 以外 造成 事業	流域下水道事業会計	6,354,421	18,064,180	1,432,280	19,030,773	4,922,141	△ 966,593
		港湾整備事業会計	1,652,615	829,075	1,527,983	798,556	124,632	30,519
		工業団地整備事業会計	6,127,166	5,623,800	11,424,763	5,832,901	△ 5,297,597	△ 209,101
		土地区画整理事業会計		42,527,359		40,525,347		2,002,012

参 考

1 健全化判断比率の算定式

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

これは、一般会計等の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。

これは、公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、将来の財政を圧迫する程度を示す指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 県が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる県からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金

2 資金不足比率の算定式

(1) 資金不足比率

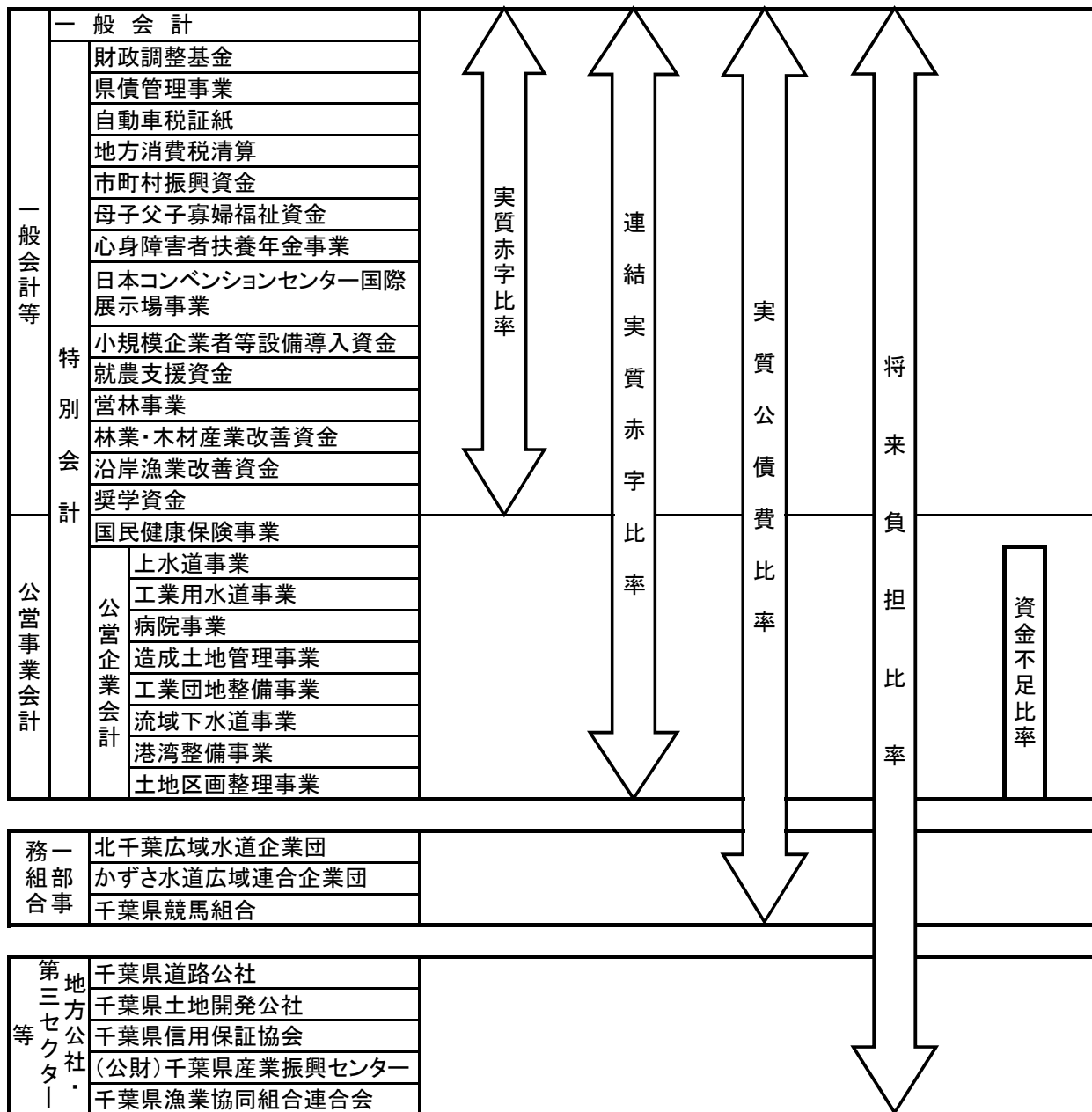
公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：
 - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額

3 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりとなる。



※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。